

## 年別家内労働監督指導実施結果

(件)

区 分		14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年		
監督指導実施事業所数		536	433	239	103	123	91	58	31	48	62	42		
違反事業所数		256	224	108	57	82	67	32	19	29	41	33		
違反率(%)		47.8%	51.7%	45.2%	55.3%	66.7%	73.6%	55.2%	61.3%	60.4%	66.1%	78.6%		
違反事項内訳	事項	法条項												
	家内労働手帳	第3条	130	125	60	31	40	38	18	9	16	25	18	
	工賃の支払い	第6条	4	8	3	2	2	1	2	0	1	1	2	
	最低工賃の効力	第14条	19	4	5	9	3	0	1	0	0	2	4	
	安全衛生基準 (委託者)	第17条		0	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0
			第1項	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0
			第2・3項	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(家内労働者等)													
帳簿の備え付け	第27条	27	33	16	8	24	15	7	2	10	6	7		

資料:厚生労働省労働基準局調べ

※ 第26条(届出)については集計なし。

家内労働者等の労災保険特別加入状況

資料No.7-2

(平成25年7月末日現在)

作業内容	加入団体数		加入者数		保険料負担者別の内訳				
					委託者が		自治体が		家内労働者等 が全額負担
					全額負担	一部負担	全額負担	一部負担	
人	%	人	%	人	人	人	人	人	
計	58	100.0%	483	100.0%	35	28	0	158	262
(イ)プレス、シャー、旋盤又はフライ ス盤等を使用して行う金属、合成 樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工	31	53.4%	219	45.3%	0	18	0	77	124
(ロ)研削盤を使用して行う研削の作業 等を伴う、金属製洋食器、刃物、パ ルプ又はコックの製造又は加工	7	12.1%	50	10.4%	18	0	0	13	19
(ハ)有機溶剤等を用いて行う皮製等の 履物、鞆若しくはグラブ等又は木製 等の漆器の製造又は加工	6	10.3%	117	24.2%	0	0	0	68	49
(ニ)粉じん作業又は鉛化合物を含有す る絵具を用いて行う絵付けの作業等 を伴う、陶磁器の製造	2	3.4%	3	0.6%	0	2	0	0	1
(ホ)動力により駆動される合糸機、 撚糸機又は織機を使用して行う作業	12	20.7%	94	19.5%	17	8	0	0	69
(ヘ)木工機械を使用して行う仏壇又は 木製若しくは竹製の食器の製造又は 加工	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0	0	0